



# 島根県報

平成21年 5月29日 (金)

号外 第 114 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公安規則】

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則	(警 察 本 部)	2
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(       "       )	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(       "       )	11

**公 安 委 員 会 規 則**

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 29 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

**島根県公安委員会規則第7号**

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。次条において「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

**第2条** 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(指定の解除)

**第3条** 公安委員会は、必要があると認めるときは、前条第2項に規定する期間の満了前に医師の指定を解除することができる。

(公示)

**第4条** 公安委員会は、医師の指定（再指定を含む。）を行ったときは、当該医師の氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに第2条第1項の表に掲げる診断の対象者を公示するものとする。医師の指定を解除したとき、又は公示した事項の全部若しくは一部に変更があったときも、同様とする。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、医師の指定に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

**附 則**

この公安委員会規則は、平成21年6月1日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

**島根県公安委員会規則第8号**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「第90条第6項及び法第103条第5項」を「第90条第8項及び法第103条第6項」に改める。

第23条の4の次に次の1条を加える。

（認知機能検査）

**第23条の5** 法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第2項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、講習予備検査（認知機能検査）受検申請書（様式第26号の4）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、講習予備検査（認知機能検査）結果通知書（様式第26号の5、様式第26号の6又は様式第26号の7及び様式第26号の8）を交付するものとする。

第25条中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改め、「様式第28号の2」の次に「様式第28号の2の2」を加える。

第27条の2第1号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「講習に関する規則」を「講習等に関する規則」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 特定任意高齢者講習（簡易）（講習等に関する規則第2条第1項第1号の表の1の項及び同項第2号の表の1の項に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）

第27条の2第3号中「講習に関する規則」を「講習等に関する規則」に改め、「1の項」の次に「及び同項第2号の表の1の項」を加える。

様式第26号の2及び様式第26号の3中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

## 様式第26号の4 (第23条の5関係)

講習予備検査（認知機能検査）受検申請書		
年 月 日		
島根県公安委員会 殿		
<input type="checkbox"/> 第97条の2第1項第3号イ 道路交通法 に規定する検査を手数料を添えて申請します。 <input type="checkbox"/> 第101条の4第2項		
申 請 者	住 所	市  郡  町  番地
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
検 査 手 数 料		

注： 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

様式第26号の5 (第23条の5 関係)

こうしゅうよ びげんさ にんちきのうけんさ けつかつうちしよ  
講 習予備検査 (認知機能検査) 結果通知書

し めい  
氏 名  
せいねんがつび  
生 年 月 日  
げんさばしよ  
検 査 場 所

そうごうてん  てん  
総合点 点  
(A てん  
点)  
(B てん  
点)  
(C てん  
点)

きおくりよく ほんだんりよく ひく  
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく ほんだんりよく ひく  
記憶力・判断力が低くなっています。  
きおくりよく ほんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず おく けいこう  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみ  
られますので、今後の運転について十分注意するとともに、いし かぞく そうだん  
医師やご家族にご相談されることをお勧めします。  
また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、  
りんじてきせいげんさ せんもんい しんだん う し こうあんいんかい  
臨時適性検査(専門医による診断)を受けていただくお知らせが公安委員会からあります。  
りんじてきせいげんさ けつか にんちしよ うんてんめんきよ とりけ ていし ほんめい きようせい  
この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止といった行政  
しょぶん たいしよ  
処分の対象となります。

※ そうごうてん つぎ ほんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよ 36点以上	きおくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。
てんちよ 0点超 36点未満	きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんいか 0点以下	きおくりよく ほんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。

こうれいしやこうしゆう こうしゅうよ びげんさ けつか もと じつし こうれいしやこうしゆう じゆうこう さい しよめん  
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書  
かなら じさん  
面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号の6 (第23条の5 関係)

こうしゅうよ びげんさ にんちきのうけんさ けつかつちしよ  
講 習予備検査 (認知機能検査) 結果通知書

し めい  
氏 名  
せいねんがつび  
生 年 月 日  
げんさばしよ  
検 査 場 所

そうごうてん  てん  
総合点 点  
(A てん  
(B てん  
(C てん  
点)

きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく  
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく  
記憶力・判断力が少し低くなっています。  
きおくりよく ほんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず おく けいこう  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみ  
られます。  
じどうしや うんてん  
そのため、自動車を運転するときは、  
しんごう かくにん しゅうかん つね しんごうき そんざい いしき うんてん  
・ 信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機が存在を意識しながら運転するようにすること。  
こうさてん つうこう さい かなら あんぜん かくにん いちじていしひようしき ばあい ていしせん てまえ いちじていし  
・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止  
すること。  
しんろへんこう さい はや あいず だ うし よこ あんぜん かくにん かなら おこな  
・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行うこと。  
ちゆうい あんぜんうんてん こころ  
などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 36点以上	きおくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。
てんちよう てんみまん 0点超 36点未満	きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんいか 0点以下	きおくりよく ほんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。

こうれいしやこうしゅう こうしゅうよ びげんさ けつか もと じつし こうれいしやこうしゅう じゆこう さい しょめん  
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書  
面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号の7 (第23条の5関係)

こうしゅうよ びけんさ にんちきのうけんさ けつかつちしよ  
講 習予備検査 (認知機能検査) 結果通知書

し 氏  
めい 名  
せいねんがつび 生 年 月 日  
けんさばしょ 検 査 場 所

そうごうてん 総合点  てん 点  
(A) てん 点  
(B) てん 点  
(C) てん 点

きおくりよく はんだんりよく しんぱい  
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんぱい う こうれいしやこうしゅう しどう ちゆう  
記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注  
意して、これからもあんぜんうんでん ころこ  
安全運転に心がけてください。  
また、こじんさ かねい しんたい きのう へんか じぶんじしん しんたい きのう じようたい つね  
個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の機能の状 態を常  
に自覚して、それにおう うんでん たいせつ  
応じた運転をすることが大切です。  
これからもゆだん てきど きんちよう しんちよう わす  
油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 36点以上	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。
てんちよう てんみまん 0点超 36点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんい か 0点以下	きおくりよく はんだんりよく しんぱい 記憶力・判断力に心配ありません。

こうれいしやこうしゅう こうしゅうよ びけんさ けつか もと じつし こうれいしやこうしゅう じゆうこう さい しまめん  
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書  
面をかなら じさん  
必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第26号の8 (第23条の5関係)

(裏面)

## 講 習予備検査の採点方法や判定等について

## 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

誤った回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。

誤った回答をすると点数が付き、総合点に加えられます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

## 総合点による判定

判定の基準となる点数(0点や36点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係と統計的に分析して定められたものです。

講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が36点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点未満であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることになります。認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところや、島根県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



様式第28号中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第28号の2中「第102条第1項」を「第102条第4項」に、「第102条第2項」を「第102条第5項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

## 様式第28号の2の2 (第25条関係)

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ  
臨 時 適 性 検 査 通 知 書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第 条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒保取消し（否認）の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

拒保取消し  
否認の処分

適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の交通違反	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)		
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)		
備 考		

注：1 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の3中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第28号の4中「第102条第1項」を「第102条第4項」に、「第102条第2項」を「第102条第5項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 29 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

#### 島根県公安委員会規則第9号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第11条第6項及び第7項の項中「提出された」を「提出され、又は保管している」に改め、同部中

第11条の2第1項及び第2項	提出命令及び提出されたけん銃部品の仮領置	
第11条の2第3項から第5項まで	仮領置したけん銃部品の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等	を

第11条の2第1項及び第3項	提出命令及び提出されたけん銃部品の仮領置	
第11条の2第2項	けん銃部品の仮領置	
第11条の2第4項から第6項まで	仮領置したけん銃部品の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等	に改め、同部第12条第

1項の項の次に次のように加える。

第12条の2	医師の指定
第12条の3	報告徴収及び受診命令

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第13条の項の次に次のように加える。

第13条の2	公務所等への照会
第13条の3第1項	提出命令及び提出された銃砲又は刀剣類の保管
第13条の3第2項	保管した銃砲刀剣類の返還
第13条の3第3項	提出命令及び提出されたけん銃部品の保管
第13条の3第4項	保管したけん銃部品の返還

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第27条の3の項の次に次のように加える。

第29条第1項	申出の受理
第29条第2項	必要な調査及び適当な措置

別表指定射撃場の指定に関する内閣府令の部の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を	第4条	医師の指定等の公示
-----------------------	-----	-----------

行う医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）		
-----------------------------------	--	--

別表道路交通法の部中

「

第90条第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）及び第5項	運転免許の拒否及び取消し（仮運転免許の拒否）をする場合における弁明をなすべき日時等の決定並びに通知	を
第90条第8項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	

」

「

第90条第4項（同条第14項において準用する場合を含む。）及び第7項	運転免許の拒否及び取消し（仮運転免許の拒否）をする場合における弁明をなすべき日時等の決定並びに通知	に改め、同部第94条第
第90条第8項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令	
第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	

」

2項の項の次に次のように加える。

第97条の2第1項第3号イ	75歳以上の特定失効者に対する認知機能検査の実施及び結果の判定
---------------	---------------------------------

別表道路交通法の部中

「

第101条の4第2項	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する高齢者講習に関する書面の送付	を
第102条第1項及び第2項	臨時適性検査の実施	
第102条第3項	臨時適性検査を行う期日、場所等の通知	
第103条第2項及び第4項（第107条の5第8項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	
第103条第7項（第107条の5第8項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理	
第103条の2第4項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	仮停止（仮禁止）通知書及び提出を受けた運転免許証（国際運転免許証等）の受理	
第103条の2第5項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への仮停止（仮禁止）通知書及び運転免許証（国際運転免許証等）の送付並びに他の公安委員会から送付された仮停止（仮禁止）通知書及び運転免許証	

	(国際運転免許証等)の受理
第104条第1項及び第3項(第107条の5第3項において準用する場合を含む。)	意見の聴取の事務手続に関すること。
第104条の2第2項及び第5項(第107条の5第3項において準用する場合を含む。)	聴聞の事務手続に関すること。

第101条の4第2項	75歳以上の者の免許更新時に行う認知機能検査の実施及び結果の判定
第101条の4第3項第1号	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習に関する書面の送付
第101条の4第3項第2号	更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する認知機能検査及び高齢者講習に関する書面の送付
第102条第1項から第5項まで	臨時適性検査の実施
第102条第6項	臨時適性検査を行う期日、場所等の通知
第103条第3項及び第5項(第107条の5第9項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理
第103条第6項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令
第103条第9項(第107条の5第9項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理
第103条の2第4項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)	仮停止(仮禁止)通知書及び提出を受けた運転免許証(国際運転免許証等)の受理
第103条の2第5項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への仮停止(仮禁止)通知書及び運転免許証(国際運転免許証等)の送付並びに他の公安委員会から送付された仮停止(仮禁止)通知書及び運転免許証(国際運転免許証等)の受理
第104条第1項及び第3項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	意見の聴取の事務手続に関すること。
第104条の2第2項及び第5項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の事務手続に関すること。

に、

第104条の3第1項(第107条の5第10項において準用する場合)	運転免許の取消し(国際運転免許証等による自動車等の運転禁止)に係る書面の交付
-----------------------------------	--

を含む。)		
第104条の3第4項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)	出頭命令に係る通知の受理及び保管運転免許証(国際運転免許証等)の受理	を

第104条の3第1項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	運転免許の取消し(国際運転免許証等による自動車等の運転禁止)に係る書面の交付	
第104条の3第4項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	出頭命令に係る通知の受理及び保管運転免許証(国際運転免許証等)の受理	に、

第107条の5第2項	運転禁止期間の短縮	
第107条の5第4項	提出された国際運転免許証の受理	
第107条の5第5項	提出又は送付された国際運転免許証等の返還	
第107条の5第6項	運転禁止期間中に本邦に再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受理及び当該国際運転免許証等の再返還	を
第107条の5第7項	運転禁止等の処分の記載	
第107条の5第10項	保管国際運転免許証等の返還	

第107条の5第3項	運転禁止期間の短縮	
第107条の5第5項	提出された国際運転免許証の受理	
第107条の5第6項	提出又は送付された国際運転免許証等の返還	
第107条の5第7項	運転禁止期間中に本邦に再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受理及び当該国際運転免許証等の再返還	に改める。
第107条の5第8項	運転禁止等の処分の記載	
第107条の5第11項	保管国際運転免許証等の返還	

別表道路交通法施行規則の部中「第29条の3第1項」を「第29条の3第2項」に、「第38条第16項」を「第38条第15項」に改める。

別表運転免許に係る講習に関する規則の部中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、

第4条第2項第4号	停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査	を
-----------	--	---

「

第4条第2項第2号	認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施
第7条第2項第4号	停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査

に改める。

」

別表島根県道路交通法施行細則の部第23条第3号の項の次に次のように加える。

第23条の5	講習予備検査（認知機能検査）受検申請書の受理及び講習予備検査（認知機能検査）結果通知書の交付
--------	--

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。